

## 弟子屈町の人事行政の運営等の状況

### 1. 任用

#### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日)

部門		職員数		対前年	主な増減理由
		平成19年	平成20年	増減数	
一般行政部門	議 会	2	2	0	
	総務企画	37	35	△2	機構改革による。(係の統合)
	税 務	12	11	△1	機構改革による。(係の統合)
	民 生	28	26	△2	機構改革による。(業務担当見直し等)
	衛 生	11	12	1	保健師1名増員
	労 働	—	—	—	
	農林水産	9	10	1	機構改革による。(係の新設)
	商 工	6	9	3	機構改革(係の新設)及び指定管理者制度廃止
	土 木	14	14	0	
	小計	119	119	0	
特別行政部門	教 育	19	18	△1	欠員不補充
	小計	19	18	△1	
公営企業等 会計部門	水 道	6	6	0	
	下 水 道	5	4	△1	欠員不補充
	そ の 他	31	28	△3	欠員不補充
	小計	42	38	△4	
合 計		180	175	△5	

#### (2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

##### ①定員適正化目標

平成18年度に策定した第5次行政改革大綱において、より効率的な組織機構及び事務事業等の見直しを踏まえ、平成22年度までの5ヶ年間に於いて、定年・勸奨退職者等の補充を最低限に抑え、目標職員定数を156名とします。

##### ②定員適正化計画の進捗状況

	計画起点 H18・4・1	1年目 H19・4・1	2年目 H20・4・1	3年目 H21・4・1	4年目 H22・4・1
職員数	186	180	175	172	
削減数(累計)		6(6)	5(11)	3(14)	
進捗率	目標数: 156	20%	36.7%	46.7%	

(3) 職員の採用及び退職等の状況 (採用: 21年4月1日 離職: 20年4月~20年3月)

職種	区分	採用	離職						合計
			退職				免職		
			定年	勸奨	死亡	自己都合等	分限	懲戒	
一般行政職等		3	3	1		2			6
合計		3	3	1		2			6

2 給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳 人口 (年度末)	歳出額 A	実質 収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成19年度の 人件費率
20年度	人 8,535	千円 6,459,409	千円 65,598	千円 1,229,170	% 19.03	% 20.54

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 154	千円 580,284	千円 72,723	千円 228,585	千円 881,592	千円 5,725

- (注) 1 職員手当に退職手当を含んでいません。  
 2 給与費は平成21年度の9月補正予算に計上された額です。  
 3 平成21年度は独自削減として給与の5%を実施しています。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	弟子屈町		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	316,352円	347,105円	44.2歳

(注) 1 平均給与月額は、給料月額、扶養手当、住居手当、通勤手当及び寒冷地手当の平均額の合計です。

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
91.1	92.7	91.2	94.7	94.2

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の初任給の状況（平成21年4月1日）

区 分		弟子屈町		国	
		初任給	採用2年後	初任給	採用2年後
一般行政職	大学卒	163,500円	174,900円	172,200円	184,200円
	高校卒	133,000円	141,000円	140,100円	148,500円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成21年4月1日現在）

区 分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年
一般行政職	大学卒	259,200円	311,000円	333,300円
	高校卒	224,200円	258,600円	286,700円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補・事務補・技術補	3	2
2級	主事・技師	16	12
3級	主査・主任	44	33
4級	係長・主査	36	27
5級	課長補佐	20	15
6級	課長	14	11

(注) 1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務としています。

(8) 昇給期間短縮の状況（平成20年度）

区 分		全職種
20年度	職員数 A	175人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	0人
	比率 B/A	0%

(9) 職員手当の状況（平成20年度）

区 分	弟子屈町	国
期末・勤勉手当	1人当たりの平均支給額（20年度） 1,535千円	—
	(20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当
	6月期 1.4月分 0.75月分 12月期 1.6月分 0.75月分	6月期 1.4月分 0.75月分 12月期 1.6月分 0.75月分
	(加算措置の状況) 職層による加算措置（10,000円～20,000円）	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

区 分	弟子屈町	国
退 職 手 当	(21年4月1日現在)	(21年4月1日現在)
	(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
	勤続20年 23.50月分 30.55月分	勤続20年 23.50月分 30.55月分
	勤続25年 33.50月分 41.34月分	勤続25年 33.50月分 41.34月分
	勤続35年 47.50月分 59.28月分	勤続35年 47.50月分 59.28月分
	最高限度額 59.28月分 59.28月分	最高限度額 59.28月分 59.28月分
	その他の加算額 定年前早期退職 特例措置(2~20%)	その他の加算額 定年前早期退職 特例措置(2~20%)
	退職時特別昇給 無	退職時特別昇給 無

特殊勤務 手 当 (平成20年)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	10.9%
	支給職員1人当たり平均支給月額	29,006円
	手当の種類	4
	代表的な手当の名称	特殊勤務手当(災害時出動手当・法定伝染病消毒及び行路死亡人収容業務手当) 特殊業務手当(老人養護業務手当・夜間業務手当)

時間外勤務手当 (20年度実績)	支給実績	8,440千円
	職員1人当たり平均支給月額	5千円

	内 容 (平成20年度)	国と制度の異同	国の制度と異なる内容
扶養 手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養家族 6,500円 ③15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算	同	
住居 手当	①家賃の額が19,500円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて19,500円を限度に支給 ②自宅の場合 2,500円	異	〈国〉 ①家賃の額が12,000円を超える場合に27,000円を限度に支給 ②年間月額2,500円 その後は支給無し
通勤 手当	①交通機関利用者 1ヶ月当たりの運賃等相当額 50,000円を限度に支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて4,100円~18,500円	異	〈国〉 ①55,000円を限度 ②2,000円~24,500円

(10) 給与の独自縮減措置の状況

平成 16 年度：△2%、平成 17～18 年度：△3%

平成 19～20 年度：減額無し、平成 21 年度：△5%

(11) 特別職の報酬等の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区分	町長	副町長	教育長	議長	副議長	常任委員長 議運委員長	議員
給料	788,400 円	655,200 円	591,300 円	292,000 円	234,000 円	209,000 円	184,000 円
期末手当	年間 4.5 月						

(注) 町長・副町長・教育長は平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間は本則から 10%、平成 21 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間は本則から 15%を減額し、議長・副議長・常任委員長・議運委員長・議員も平成 17 年 4 月より 5%を減額しています。

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

① 1 日の勤務時間 7 時間 45 分

② 職員の一般的な勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
8 時 45 分	17 時 30 分	12 時 00 分 ～13 時 00 分	無し

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況（平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）

総使用日数 (a)	全対象職員数 (b)	平均使用日数(a)／(b)
1, 278	168	7.6

(注) 全対象職員数とは、平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの全期間に在職した一般職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数としています。

(3) 特別休暇の種類

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

種類	付与日数	種類	付与日数
1 公民権行使休暇	必要と認められる期間	12 法要祭日休暇	1 日の範囲内
2 官公署出頭休暇	同上	13 夏季休暇	3 日の範囲内
3 骨髄移植休暇	同上	14 住居滅失休暇	7 日の範囲内
4 ボランティア休暇	1 年で 5 日の範囲内	15 災害事故休暇	必要と認められる期間
5 結婚休暇	5 日の範囲内	16 災害時退勤休暇	同上
6 産前休暇	8 週間以内	17 妊娠出産後通院休暇	経過月による
7 産後休暇	同上	18 妊娠障害休暇	14 日以内
8 育児休暇	1 日 2 回各 45 分	19 生理休暇	1 回につき 3 日以内
9 配偶者出産休暇	3 日の範囲内	20 感染症予防休暇	必要と認められる期間
10 子の看護のための休暇	5 日の範囲内	21 育児参加休暇	5 日の範囲内
11 忌引休暇	最大で 10 日		

(4) 育児休業等の利用の状況 (平成20年度)

育児休業の取得状況

区 分	男	女
新規に取得した者	0人	1人
前年度から引き続き取得している者	0人	3人

4 分限及び懲戒 (平成20年度)

(1) 分限処分事由別分限処分者数

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し基礎された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1
法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 法とは地方公務員法をいいます。

2 対象職員は、一般職に属する全ての職員です。

3 分限処分者数

ア 条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

イ 平成19年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

ウ 失職制度は広義の分限として位置づけられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしています。

エ 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

(2) 懲戒事由別懲戒処分者数

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるに相応しくない非行 (法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

## 5 職員のサービスの状況

地方公務員法第 30 条では、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、以下のような服務上の強い制約を課しています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第 32 条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
- ・ 秘密を守る義務（同法第 34 条）
- ・ 職務に専念する義務（同法第 35 条）
- ・ 政治的行為の制限（同法第 36 条）
- ・ 争議行為等の禁止（同法第 37 条）
- ・ 営利企業等の従事制限（同法第 38 条）

## 6 研修（平成 20 年度）

平成 20 年度に実施した研修は、以下のとおりです。

### 【釧路支庁管内町村会主催】

- |                     |      |     |
|---------------------|------|-----|
| ・ 中級職員研修（採用 5 年目程度） | 3 日間 | 1 名 |
| ・ 法務基礎研修            | 1 日間 | 3 名 |
| ・ 法務応用研修            | 1 日間 | 2 名 |
| ・ 初任者研修             | 4 日間 | 1 名 |

### 【その他】

- |                 |      |     |
|-----------------|------|-----|
| ・ 新任保健師に求められる役割 | 2 日間 | 1 名 |
|-----------------|------|-----|

### 【その他～講師を招いての研修】

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| ・ テーマ「行政対象暴力の現状と対策について」 | 9 5 名の参加 |
|-------------------------|----------|

## 7 勤務成績の評定の概要

地方公務員法 40 条の規定により、定期的に全職員（特別職の職員、教育長及び臨時職員を除く。）を対象に勤務日数及び懲戒処分等による評定を実施しています。

評定結果は、昇給・昇格、勤勉手当及び人事異動の資料として活用しています。

## 8 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度に関する状況（平成 20 年度）

区 分	受診者数	対 象
総合健診	1 3 5 人	40 歳以上の職員及び 30 歳以上の職員で昨年受診者を除く。(検査項目 41)
定期検診	3 4 人	上記に該当しない職員 (検査項目 24)

(2) 公務災害の状況（平成20年度）

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償 基金北海道支部	1件	・ 左前腕挫傷

9 公平委員会からの報告に関すること

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当無し

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当無し